

令和7年度 単位老人クラブ活動費補助金について（作成手引き）

単位老人クラブ会員の皆様へ

本手引きには、補助金の手続きに関する一連の流れ・注意点を記載していますので、ご確認いただいた上で記入例を参照しながら書類を作成していただきますようお願いいたします。

なお、今回から取り扱いを一部変更しておりますので、ご注意願います。
（変更点等注意箇所は赤字で記載）

ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先・宛先】

郡山市保健福祉部健康長寿課 生きがい支援係

住所：〒963-8601

郡山市朝日一丁目23-7（郡山市役所本庁舎1階）

TEL：024-924-2401 / FAX：024-924-2300

メール：kenkouhouju@city.koriyama.lg.jp

【各種様式について】

市ウェブサイト上に各様式を掲載しております。

適宜ダウンロードしてお使いください

右記のQRコードからもアクセス可能です。

【QRコード】



➤ で 🔍

令和7年2月
郡山市保健福祉部健康長寿課

【 目 次 】

1	補助金について	… P 3
2	提出書類について	… P 3
3	提出方法・提出日について	… P 4・5
4	注意事項	… P 6
5	令和6年度補助事業等実績報告について（作成手順） ① 添付書類その2 令和6年度収支決算書 ② 補助事業等実績報告書（令和6年度分） ③ 添付書類その1 令和6年度活動内容報告書 ④ 変更届	… P 7 … P 8～10 … P 11 … P 12 … P 13
6	令和7年度補助金等交付申請について（作成手順） ① 「会員名簿」の作成について ① 添付書類その4 補助対象会員数一覧表 ② 添付書類その2 令和7年度収支予算書 ③ 補助金等交付申請書（令和7年度分） ④ 添付書類その1 令和7年度事業計画書 ⑤ 添付書類その3 役員名簿 ⑥ 補助金振込口座等報告書 ⑦ 地域奉仕活動実施予定・変更報告書	… P 14 … P 15 … P 16 … P 17 … P 18 … P 19 … P 20 … P 21 … P 22
7	収支科目の説明	… P 23
8	その他 ① 老人クラブ等事業運営要綱 ② 郡山市老人クラブ補助金交付要領 ③ 年齢早見表	… P 24 - 26 … P 27 - 29 … P 30

1 補助金について

補助の交付の対象となる要件は、下記の活動内容と人数要件を満たしている必要があります。

(1) 活動内容

社会奉仕活動（清掃・美化、花いっぱい、交通安全、友愛活動等）
生きがい活動（学習活動、趣味・レクリエーション活動等）
健康増進活動（ゲートボール、健康講習会、健康・体力測定等）

(2) 人数要件 ※4月1日現在の会員数となります。

25名以上（原則60歳以上）

・25～44名	@47,000円	
・45～99名	@60,000円	を限度として交付します。
・100名以上	@75,000円	

2 提出書類について

(1) 「令和6年度補助事業実績報告」について

1	補助事業等実績報告書	p.11
2	活動内容報告書	p.12
3	収支決算書	p.8

※ 変更届（令和6年度の途中で会長又は代表者の変更があったクラブのみ提出） p.13

(2) 「令和7年度補助金等交付申請」について

1	補助金等交付申請書	p.18
2	事業計画書	p.19
3	収支予算書	p.17
4	役員名簿	p.20
5	補助対象会員数一覧表 ※本年度から会員名簿の提出は不要です。	p.15～16
6	規約・会則（最新のもの）	
7	補助金振込口座等報告書	p.21
8	地域奉仕活動実施予定・変更報告書	p.22

3 提出方法・提出日について

(1) 実績報告書（令和6年度分）

- ・提出方法 「健康長寿課」へ郵送または持参
- ・提出期限 **3月31日（月）まで**

(2) 補助金交付申請書（令和7年度分）

- ・提出方法 原則、「健康長寿課」へ郵送
もしくは、「出張受付会場」または「健康長寿課」に持参
- ・提出期限 **4月28日（月）まで**

※ 健康長寿課の宛先・所在は、表紙（1ページ）の【問い合わせ先・宛先】をご覧ください。

ご注意いただきたい点

- 1 実績報告書は、これまで次年度の申請書と同時に提出していただいておりますが、年度内の事業完了の原則に基づき、今年度から基本**年度内（令和7年3月31日まで）に提出**していただくことに改めました。
なお、記載方法について、直接確認されたい場合は、1ページの【問い合わせ先・宛先】「健康長寿課」までお手数ですがご連絡願います。
 - 2 補助金等交付申請書は、令和7年度から**原則郵送での提出**となります。**ご協力をお願いします**。郵送される際は、完成した書類を提出してください。
申請書**提出後に訂正等があった場合、補助金のお支払いが遅れることがありますので**、ご了承ください。
なお、記載方法について、直接確認されたい場合は、5ページの「出張受付日程表」にある受付場所、もしくは1ページの【問い合わせ先・宛先】「健康長寿課」までご持参ください。
 - 3 書類をご持参される場合は、クラブの職印もご持参ください。（提出書類訂正用）
- ※ 各変更点については、1月にお送りした資料「取扱い変更点」もご覧ください。

令和7年度郡山市単位老人クラブ活動費補助金申請出張受付日程表

月 日	時 間	地 区 ・ 場 所
4月7日 (月)	9:30～ 11:30	逢瀬 逢瀬コミュニティセンター 中集会室
4月8日 (火)	9:30～ 11:30	片平 片平ふれあいセンター 2階洋室
4月9日 (水)	9:30～ 11:30	湖南 湖南公民館 会議室
4月10日 (木)	9:30～ 11:30	熱海 熱海公民館 第3会議室
4月14日 (月)	9:30～ 11:30	中田 中田ふれあいセンター 第1会議室
4月15日 (火)	9:30～ 11:30	田村(東・中) 田村公民館 集会室
4月16日 (水)	9:30～ 11:30	田村(西・高瀬) 田村公民館 集会室
4月17日 (木)	9:30～ 11:30	喜久田 喜久田ふれあいセンター 研修室
4月18日 (金)	9:30～ 11:30	富久山 富久山公民館 会議室
4月21日 (月)	9:30～ 11:30	三穂田 三穂田ふれあいセンター 第1・2研修室
4月22日 (火)	9:30～ 11:30	安積 安積総合学習センター 第1会議室
4月23日 (水)	9:30～ 11:30	日和田・西田 日和田地域交流センター 第2集会室(多目的ホール)
4月25日 (金)	9:00～ 10:00～ 11:00～ 13:30～ 14:00～ 15:00～ 16:00～	大島・桑野・かおる 大槻・大槻東・芳山 富田・東 芳賀・橘・金透 大成・小山田・小原田 さくら(久留米、名倉)・開成 緑ヶ丘・桃見台 総合福祉センター 3階 研修室2・3 ※部屋の収容人数に制限があるため、できる限り指定の時間にお越しください。

4 書類作成時の注意事項

- (1) 提出書類のサイズは、A4版です（規約を除く）。パソコン等で作成する場合は、所定の様式と同様に作成してください。
- (2) 記入に使う筆記用具は、黒色か青色の万年筆又は油性ボールペンです。
- (3) 規約の名称、申請書の名称、職印の名称、振込口座の名義は全て同じ名称に統一してください。
- (4) 通帳（振込口座）の名義は、クラブ名又は会長名で作成してください。
会計の名前で作成しているクラブは、会長名に変更してください。
- (5) 記入事項の訂正は記入部分を二重線で消し、申請者印と同じ印で訂正してください。

※修正液(ホワイト)・はり紙は、使用しないでください。

- (6) 申請書類等に押印する印鑑はクラブの職印になります。※¹

ただし、クラブの職印が『〇〇会長之印』となっていない場合(例えば『〇〇会之印』)は、会長の私印も押印してください。※²

※¹ 職印として認められるもの
(会長の印)



※² 職印として認められないもの
(会の印)



この場合は、
会長の私印
も押印して
ください。

- (7) 会長が自署する場合の押印省略について

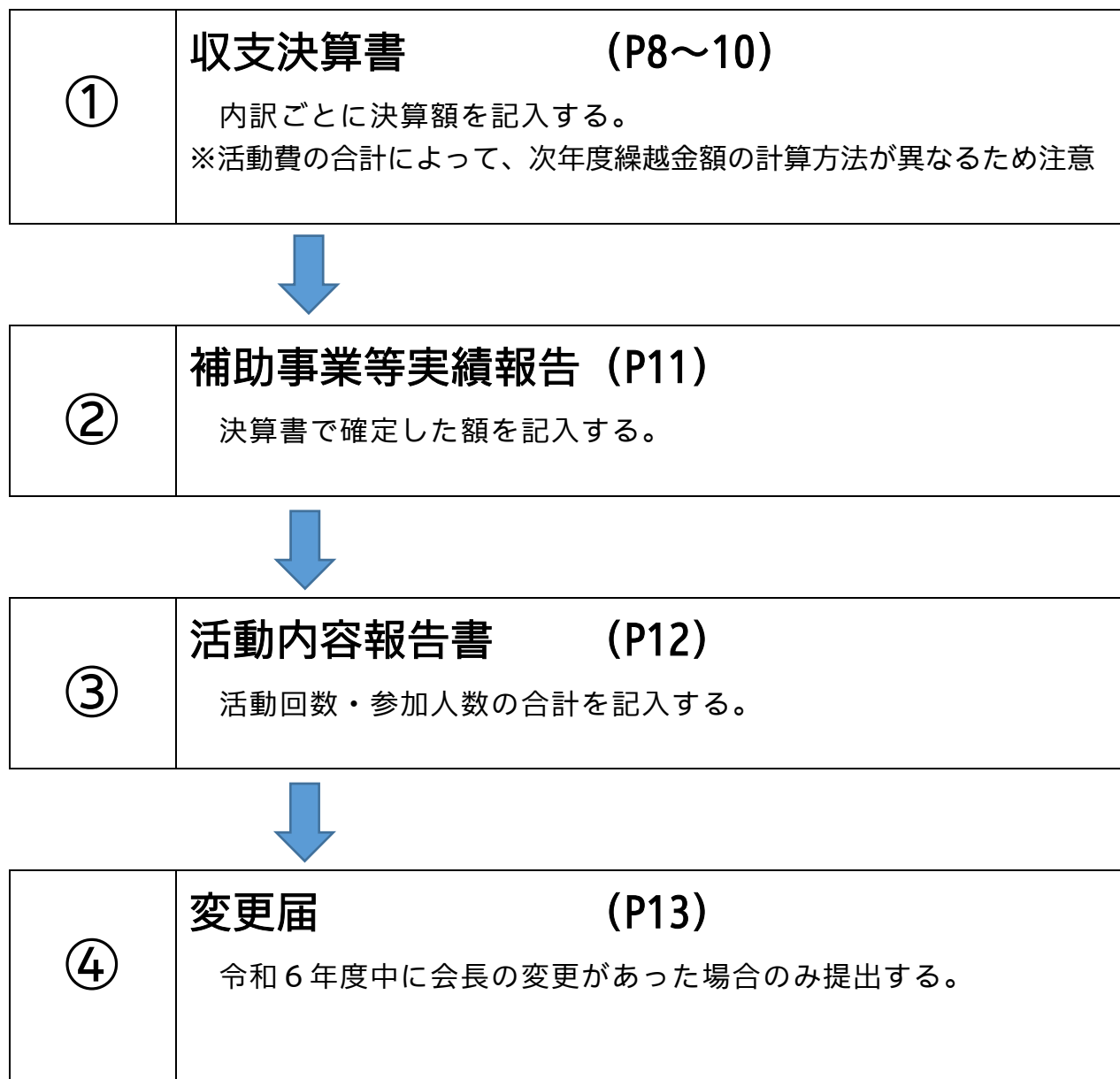
会長が自署する場合、クラブの職印の押印を省略することができます。

※必ず会長本人が自署する必要があります。

※（注意）押印を省略した書類を訂正する場合は、訂正印が使用できないため、申請書に追加で押印した上で、訂正していただくか、書き直しになります。

5 令和6年度補助事業等実績報告について

書類作成手順



区分	科 目	決 算 額	説 明
収 入	会 費	50,000	50名×1,000円 免除会員 3名
	市 補 助 金 (A)	60,000	全て活動費へ充当
	その他の収入	30,000	資源物回収 ※会費、市補助金以外のすべての収入
	前年度繰越金	20,000	
	合 計 (C)	160,000	↓当てはまるものに「○」
支 出	活 動 費	1 社会奉仕活動	活動費の合計額によって、次年度繰越金額の計算方法が変わります。
		2 生きがい活動	清掃美化・花いっぱい・交通安全 友愛活動
		3 健康増進活動	講習会・研修旅行・茶話会・芸能
		ゲートボール・グラウンドゴルフ 各種スポーツ	
	小 計 (B)	(80,000	…市補助金以上であった場合)
		(40,000	…市補助金を下回った場合)
	会 議 費	1 総 会 費	資料作成代・会場代等
		2 役 員 会 費	資料作成代・会場代等
		小 計	30,000
	負担金		連合会負担金 8,500円 方部負担金 5,000円
	慶弔費		お祝い・お見舞・花代・香典
	その他の支出		文具代など
	合 計 (D)	(149,000	…(1)の場合の支出合計
		(109,000	…(2)の場合の支出合計

※次年度繰越金について

(1) 活動費が補助金以上であった場合 (A ≤ B)

次年度繰越金 (=収入の合計－支出の合計)	11,000 円	←この金額を令和7年度収支予算書の 前年度繰越金欄に記入して下さい
--------------------------	----------	--------------------------------------

次年度繰越金は、160,000 － 149,000 ＝ 11,000 円

(C) － (D)

(2) 活動費が補助金を下回った場合 (A > B)

次年度繰越金 (=収入の合計－支出の合計－返還額)	31,000 円	←この金額を令和7年度収支予算書の 前年度繰越金欄に記入して下さい
------------------------------	----------	--------------------------------------

①市補助金と活動費の差額が返還額 (E) となります。(詳しくは P10)

返還額 ＝ 60,000 － 40,000 ＝ 20,000 円

(E) ＝ (A) － (B)

②次年度繰越金＝ 160,000 － 109,000 － 20,000 ＝ 31,000 円

次年度繰越金の計算にお使いください。（この計算シートは提出不要です。）
空欄に対象の金額を記入すると、次年度繰越金を求めることができます。

【手順1】まず、以下の4つの金額を確定させましょう。

市補助金額	円
収入の合計額	円
支出の合計額	円
活動費の合計額	円

【手順2】活動費の合計額に応じて、どちらかの方法で次年度繰越金を計算します。

【活動費が補助金以上であった場合】

次年度繰越金

= 収入の合計 - 支出の合計

= -

=

【活動費が補助金を下回った場合】

①返還額の計算

➤ 市補助金と活動費の差額が返還額となります。

返還額

= 市補助金 - 活動費の合計

= -

=

②次年度繰越金の計算

➤ 収入の合計と支出の合計の差額から、さらに①の返還額を引いた金額が次年度繰越金となります。

次年度繰越金

= 収入の合計 - 支出の合計 - 返還額

= - -

=

※補助金は、必要な活動を行うのに不足する金額を支援するものです。
このため、補助金を活用しながら、現金資産（繰越金）が増えていくことは、好ましい状態ではありません。
繰越金が多額の場合は、次年度予算（収支）を適切に計画し、予算に沿った活動をしていきましょう。

※活動費が交付済補助金額を下回った場合について

予算策定時に比べ、活動が減少するなど、

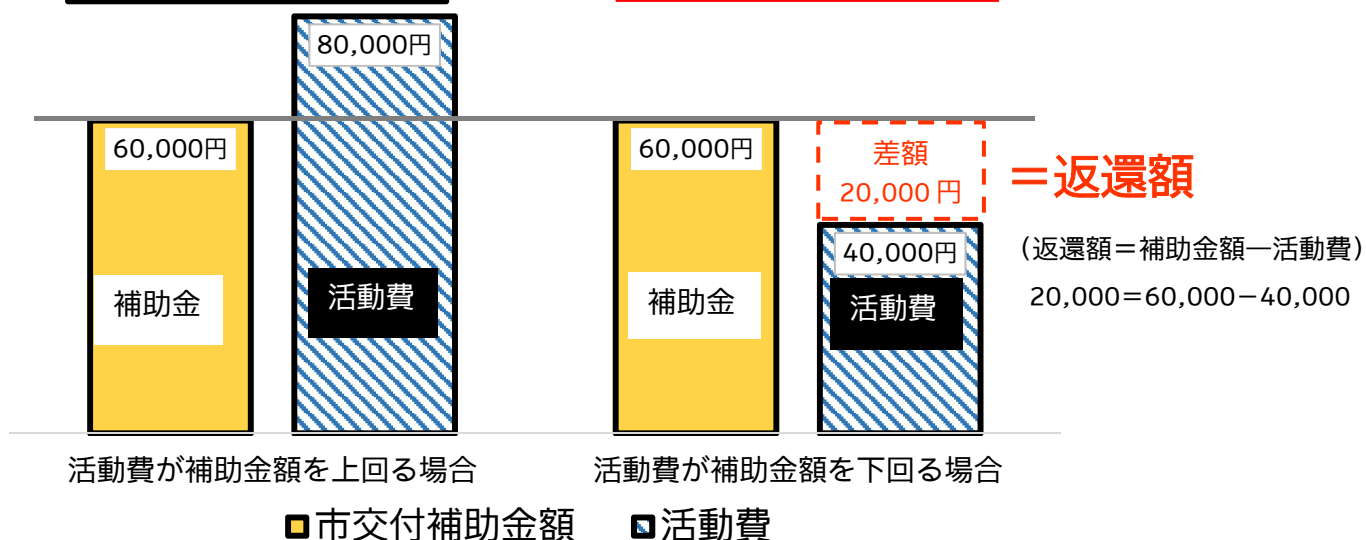
活動費が交付済補助金額を下回った場合、その差額を返還していただく必要があります。

【返還の部分について】

【例】 補助金交付額60,000円のクラブ

活動費 80,000 円の場合
返還の必要なし

活動費 40,000 円の場合
返還の必要あり



【返還までの流れ】

1

実績報告書の提出

※返還額が補助対象経費（交付済補助金額）の10分の2を超える場合は、別途「**変更承認申請書**」の提出が必要になります。判明後、**速やかに**健康長寿課へお電話ください。

2

市から各クラブ会長宛に、補助金返還に必要な書類を送付します。

- ①補助金等交付額確定通知書（第8号様式）
- ②返還納付書（返納通知書兼現金等払込書）

3

補助金の返還

市から届いた ②返還納付書 をお持ちの上、返還納付書に記載のある金融機関の窓口でご返還ください。**※必ず指定の期限までに返還してください。**

②補助事業実績報告書（令和 6 年度分）

記載例

第 7 号様式（第 1 4 条関係）

令和 7 年 3 月 3 1 日

郡山市長

※規約に定めた→
正式名称

報告人 住 所

郡山市朝日一丁目 23-7

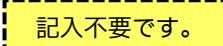
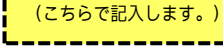
団 体 名 郡山花かつみ寿会

代表者氏名 会長 郡山 太郎

郡山花
かつみ寿
会長之印

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

令和 6 年 4 月 1 日付け 6 郡長第 3 3 3 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業等が完了したので、郡山市補助金等の交付に関する規則第 1 4 条の規定により、その成果を次のとおり報告します。

補助事業等の名称	郡山市単位老人クラブ活動費補助金			
施 行 場 所	〇〇公民館 郡山市朝日 x 丁目 x - x ←※活動の中心地			
		※収支予算書の合計金額		※P 8 の収支決算書の支出合計
総 事 業 費	計 画 額	1 6 0 , 0 0 0 円	確 定 額	1 4 9 , 0 0 0 円
補 助 金 等 の 額	既に通知を受けている額	(A) 6 0 , 0 0 0 円	確 定 見 積 額	(B)  円
		↑※市補助金額 (47,000 円・60,000 円・75,000 円)		
着手・完了年月日	着 手	R 6 . 4 . 1	元 了	R 7 . 3 . 3 1
補助事業等の成果	・ 高齢者の知識及び経験のため多様な社会活動 ・ 社会奉仕活動、教育活動、クラブ会員全体の生活向上 ※ (B) について			
添 付 書 類	活動内容報告書、収支決算書 ● 活動費の合計が市補助金以上の場合 → 市補助金額【P8 (A)】 ● 活動費の合計を下回る場合 → 活動費の合計額【P8 (B)】			
	概算払の返還	①概算払を受けた額 6 0 , 0 0 0 円 (A) ②確定見積額  円 ③差額（返還額）  円 (①-②)		

月別開催状況

開催 月	開催 回数	出席者 延人数	活動内容分類及び説明
4	2回	80名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・会報発行） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
5	1回	40名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
6	1回	50名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
7	回	名	社会奉仕活動 生きがい活動 健康増進活動
8	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
9	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
10	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
11	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
12	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
1	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
2	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
3	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
計	20回	500名	4月から3月までの合計

空いている箇所に特記事項があれば記入可

④ 変 更 届

下記の事項について変更がありましたので、届け出ます。

令和 7 年 3 月 3 1 日

届出人 住 所 郡山市 朝日一丁目 2 3 - 7

団 体 名 郡山花かつみ寿会

代表者氏名 会長 郡山 太郎

記

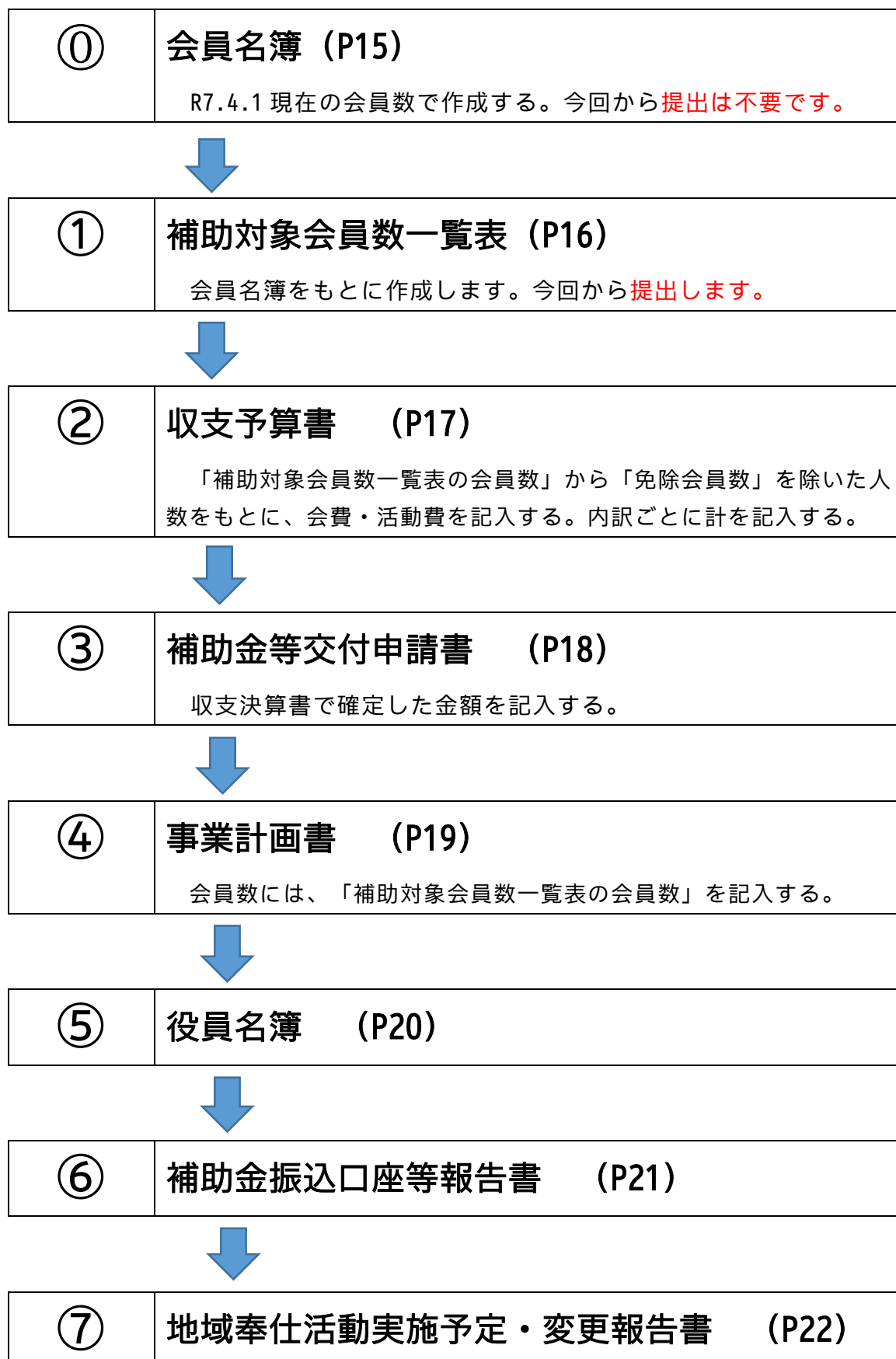
変更事項		旧	新
会 長	氏 名	安積 一郎	郡山 太郎
	住 所	郡山市朝日X丁目X-X	郡山市朝日一丁目 2 3 - 7
	電話番号	9 2 4 - X X X X	9 2 4 - X X X X
そ の 他		転居のため。	令和 6 年 1 0 月 1 日 就任。

※令和 6 年度の途中で会長に変更があったクラブのみ提出

(総会等で令和 7 年 4 月から変わった場合は提出不要です。)

6 令和7年度補助金等交付申請について

書類作成手順



⑩「会員名簿」の作成について

これまでは、会員名簿を補助金申請時に提出していただきましたが、**今回から提出が不要**になります。

代わりに、①の「**補助対象会員数一覧表**」（新書式）を提出することになります。

会員名簿の提出は、必要はなくなるものの、補助金算定の基礎になる「補助対象会員数一覧表」の作成に必要ですので、これまで同様、**基準日（令和7年4月1日現在）の名簿を各クラブで作成・保管**することになります。

なお、市から確認のため、名簿の提出を求めることがありますので、**必ず原本を保管**してください。

名簿の管理は、これまでも各老人クラブが行ってきたところですが、今後、申請時に市の確認がなくなることから、これまで以上に**自己管理の徹底**をお願いします。

また、これまで、次年度の申請資料として、提出のあった名簿をお送りしていましたが、今後は提出がなくなるためお送りできません。

なお、名簿の作成・管理は、以下の基準に沿って行ってください。

①基準日

毎年4月1日

②氏名・生年月日・住所の記入

名簿に必須の内容です。住民登録している内容を記載。

③退会者の確認

基準日前に退会や転出、お亡くなりになられた方は名簿から削除する。

④入会者の確認

基準日時点で新たに会員になられた方をもれなく記載する。

⑤性別等の記録

「補助対象会員数一覧表」作成に必要な内容を記録しておくとう便利です。

⑥補助対象外の会員の確認

他の老人クラブに重複して加入している会員を把握する。

他の老人クラブで、補助対象になっている会員は、「補助対象会員数一覧表」の人数に加えられません。

①補助対象会員数一覧表

団 体 名 郡山花かつみ寿会

4月1日付で更新した名簿をもとに、作成します。男女別
で記載してください。この書類は、提出します。

令和7年4月1日現在
(単位：人)

性別	男	女	計	備考
人数	25	38	63	うち免除会員数 3

補助額算定の基準になる人数
です。

【チェック】(確認の上、下の□にチェックを入れてください)

☐ 上記表の作成に当たり、昨年度名簿を加除し、今年度名簿を作成しました。

4月1日付けの名簿を作成したうえで、この表を作成していることの確認です。
名簿を確認後、「□」にチェック「✓」を入れてください。

- ※ 令和7年4月1日現在の内容を記載すること。
- ※ 当補助制度は、各クラブの活動費の一部(不足を補う)を支援する制度です。
会員にやむを得ない事情がある場合を除き、各クラブにおいて会費等を徴収し、活動費を確保するようお願いします。
- ※ 備考の「免除会員数」は男女計の内数です。
- ※ 他の老人クラブで、補助対象になっている会員は、補助額算定の人数に加えないこと。
- ※ 名簿は提出不要ですが、各老人クラブで個人情報进行管理し、申請時の名簿を保管すること。
- ※ 表の最も右下「計」の欄が補助対象の人数になります。

②令和7年度 収 支 予 算 書

記載例

内 訳

「補助対象会員数一覧表の会員数」
から「免除会員数」を除いた人数

区分	科 目	予 算 額	説 明
収 入	会 費	72,000	60名×1,200円 (免除会員 3名)
	市補助金	(※1) 60,000	(全て活動費へ充当)
	その他の収入	7,500	資源物回収 ※会費、市補助金以外のすべての収入
	前年度繰越金	(※2) 11,000	
	合 計	(※3) 150,500	↓当てはまるものに「○」
支 出	活 動 費	1 社会奉仕活動	30,500 清掃美化・花いっぱい 交通安全 友愛活動
		2 生きがい活動	20,000 講習会・研修旅行・茶話会 芸能
		3 健康増進活動	35,000 ゲートボール グラウンドゴルフ 各種スポーツ
		小 計	85,500
	会 議 費	1 総 会 費	15,000 資料作成代・会場代・
		2 役 員 会 費	3,500 資料作成代・会場代・
		小 計	18,500
	負担金		15,000 連合会負担金 9,000円 方部負担金 6,000円
	慶弔費		10,000 お祝い・お見舞・花代・香典
	その他の支出		21,500 文具代など ※上記以外のすべての支出
	合 計	(※4) 150,500	

(※1) 補助金額は、4月1日現在の会員数で決定します。

25～44名 47,000円

45～99名 60,000円 を限度として交付します。

100名～ 75,000円

(※2) 「令和6年度収支決算書」の P8 の次年度繰越金額を入れてください。

(※3) 収入合計 と (※4) 支出合計 は同じ金額になります。

支出に、翌年度繰越金を計上することはできません。

③補助金等交付申請書（R7年度分）

記載例

郡山市長

総会等で会長が新しくなったときは
新会長の住所・名前で届けてください。

令和7年4月1日

申請人 住 所

郡山市朝日一丁目23-7

※規約に定めた→
正式名称

団 体 名

郡山花かつみ寿会

代表者氏名 会長 郡山 太郎

郡 山 花
かつみ寿
会長之印

補 助 金 等 交 付 申 請 書

次の事業（事務）について、補助金等の交付を受けたいので、郡山市補助金等

の交付に関する規則第4条の規定により申請します。

補助事業等の名称	郡山市単位老人クラブ活動費補助金			
施 行 場 所	〇〇公民館 郡山市朝日 x 丁目 x - x ←※活動の中心地			
総 事 業 費	1 5 0 , 5 0 0 円 ←※ P 1 7 の令和 7 年度収支予算書の 支出合計金額（※ 4）			
補助金等交付申請額	6 0 , 0 0 0 円 ←※ R 7 年度市補助金額（※ 1） (47,000 円・ 60,000 円・ 75,000 円)			
事 業 の 目 的	高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、地域を豊かにする活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資する。			
事 業 の 内 容	・ 高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動を行う。 ・ 社会奉仕活動、教養の向上、健康増進活動によって老人クラブ会員全体の生きがいと地域社会との交流を図る。			
着手・完了年月日	着 手	令和 7 年 4 月 1 日	完了	令和 8 年 3 月 3 1 日
添 付 書 類	事業計画書、収支予算書、役員名簿、補助対象会員数一覧表、規約			
摘 要	概算払の申請 理由：年間を通して活動しており、事業に充てる資金が必要であるため 金額： 6 0 , 0 0 0 円（一括） ←※ R 7 年度市補助金額（※ 1） 時期： 6 月中（予定） 申請書提出後に訂正等があった			

摘要欄に上記の通

摘要欄に上記の通り、記入してください

申請書提出後に訂正等があった場合、お支払いの時期が遅れることがあります。

④令和7年度事業計画書

記載例

1 活動内容

(1) 会 員 数

63名

※①補助対象会員数一覧表と同じ人数

(2) 年間活動月数

12か月

(3) クラブ設立年月日

昭和・平成・令和 50年 4月 1日

(4) 月別開催予定状況

開催月	開催回数	出席者延人数	活動内容及び説明
4	2回	80名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・会報発行） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
5	1回	40名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
6	1回	50名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
7	回	名	社会奉仕活動 生きがい活動 健康増進活動
8	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
9	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
10	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
11	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
12	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
1	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
2	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
3	回	名	社会奉仕活動（清掃美化・花いっぱい・交通安全・友愛活動・） 生きがい活動（講習会・研修旅行・茶話会・芸能・総会・役員会・） 健康増進活動（ゲートボール・グラウンドゴルフ・各種スポーツ・）
計	20回	500名	4月から3月までの合計

⑤ 役 員 名 簿

記載例

団 体 名 郡山花かつみ寿会

役 職 名	氏 名	住 所	電話番号
会 長	郡山 太郎	郡山市朝日一丁目2 3 番 7 号	090-1234-5678
副会長	〇〇 〇〇〇	〇〇二丁目2 番 2 号	92〇-0002
副会長	〇 〇〇	〇〇町〇〇字〇〇〇 3 番地	92〇-0003
会計	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇字〇〇〇 4 番地の 4 号	92〇-0004
総務	〇〇 〇〇〇		
会計監査	〇〇 〇〇		
○会員名簿の省略に伴い、役員名簿が変更になります。 会長に連絡がつかない場合など、他の役員に連絡する必要がありますので、<u>住所</u>、<u>電話番号</u>の記入をお願いします。 三役、「会長、副会長、会計」の方はもれなく記入をお願いします。三役に連絡が付きにくい場合は、三役以外の方の記入もお願いします。			

- ※ 役員は、規約に記載されている役職者全員の氏名について記入すること。
- ※ 急な用件で、会長に連絡がつかない場合など、他の役員に連絡する必要がありますので、住所、電話番号の記入をお願いします。（三役、「会長、副会長、会計」の方はもれなく記入願います。三役に連絡が付きにくい場合は、三役以外の方の記入もお願いします。）

⑥ 補助金振込口座等報告書

記載例

【老人クラブ名等】

方部名	単位老人クラブ名	会長名
郡山	郡山花かつみ寿会	郡山 太郎

(会長の連絡先)

郵便番号	9	6	3	-	8	6	0	1								
住 所	郡	山	市	朝	日	-	丁	目	2	3	-	7				
電話番号	9	2	4	-	X	X	X	X								

【補助金振込口座】

(支払口座)

銀行名	X	X	銀	行												
支店名	X	X	支	店												
預金種別	普通	当座	(どちらかを○で囲む:「総合口座」は”普通”を○で囲む)													
口座番号	X	X	X	X	X	X	(右詰めで記入)									
口座名義	コ	オ	リ	ヤ	マ	ハ	ナ	カ	ツ	ミ	コ	ト	フ	キ	カ	イ
かで記入		カ	イ	チ	ヨ	ウ		コ	オ	リ	ヤ	マ		タ	ロ	ウ

通帳に記載されている「カタカナよみ」を記入

してください。濁点、半濁点は1マス使用。

⑦ 地域奉仕活動実施予定・変更報告書

記載例

単位老人クラブ名
郡山花かつみ寿会

【地域奉仕活動の実施予定について】

春

実施予定日	実施予定場所（複数可）	参加予定人数
令和7年6月1日	ちびっ子広場、〇〇集会所	20人

秋

実施予定日	実施予定場所（複数可）	参加予定人数
令和7年10月5日	ちびっ子広場、〇〇集会所	20人

【地域奉仕活動の変更について】

※実施後変更があった場合のみ記載しFAXにて報告をお願いします。

春

実施日	実施場所（複数可）	参加人数
令和7年6月8日	ちびっ子広場、〇〇集会所	15人

秋

実施日	実施場所（複数可）	参加人数
		人

FAX：924－2300

担当：保健福祉部健康長寿課

7 収支科目の説明

(1) 収入の部

① 会 費	クラブ会員の会費
② 市 補 助 金	市からの活動費補助金
③ その他の収入	会費、活動費補助金以外の収入 ・ 町内会、地区等からの助成 ・ 生産活動により生じた収入等 ・ 貯金利子等
④ 前年度繰越金	前年度からの繰越金

(2) 支出の部

市補助金対象	① 活 動 費	
	ア 社会奉仕活動	清掃・美化、花いっぱい、交通安全、友愛活動等
	イ 生きがい活動	学習活動、趣味・レクリエーション活動等
	ウ 健康増進活動	ゲートボール、健康講習会、健康・体力測定等

※市補助金は活動費に対して交付されるものです。

市補助金対象外	② 会 議 費	
	ア 総 会 費	会場代、総会時の弁当・茶菓子代、印刷製本代、コピー代等
	イ 役 員 会 費	会場代、コピー代、印刷代、茶菓子代等
	③ 負 担 金	・ 連合会負担金 25 人～44 人まで 7,000 円 45 人～99 人まで 9,000 円 100 人以上 11,000 円 ・ 方部負担金（方部により決められた金額） ・ その他負担金等
	④ 慶 弔 費	
	⑤ その他の支出	上記以外の支出

8 その他

【参考】平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知

老人クラブ等事業運営要綱

1 組織について

(1) 老人クラブ

ア 会員

(ア) 年齢は60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。

(イ) クラブ活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者とする。

ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

イ 会員の規模

おおむね30人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合には、この限りではない。

ウ 役員

会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

(2) 市町村老連

ア 組織の構成

市町村の地域を範囲として、当該地域内の老人クラブによって組織するものとする。

イ 役員

代表者としての会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。

なお、役員を選考に当たっては、年齢、男女別を問わず、適任者の選任に努めなければな

らない。

また、役員のほかに、適任者による活動別リーダーを置くものとする。

ウ 組織の運営

事務局については自主的に設置運営するよう努めるものとする。

また、目的を達成するために必要に応じて、委員会を設置するものとする。

(3) 都道府県・指定都市老連

ア 組織の構成

都道府県・指定都市の地域を範囲として、当該地域内の市町村老連及び老人クラブによって組織するものとする。

イ 役員及び組織の運営

(2)のイ及びウに準じるものとする。

2 実施主体について

3の(1)の事業は老人クラブ、同(2)の事業は市町村老連、同(3)の事業は都道府県・指定都市老連、同(4)の事業は市町村老連又は都道府県・指定都市老連を実施主体とする。

3 事業について

(1) 老人クラブ等事業

老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動。

(2) 市町村老連事業

ア 活動促進事業

老人クラブ及び都道府県・指定都市老連と連携した調査研究、啓発広報活動等老人クラブの活動促進に資する各種事業。

イ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けスポーツや体操の普及のための企画や活動及び体力づくり、低栄養予防につな

がる講習会等の健康づくり・介護予防に資する各種事業。

ウ 地域支え合い事業

子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する事業。

エ 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織の設置（委員会・部会等）や若手高齢者のサークル、グループ活動などの促進に資する各種事業。

オ 市町村老連活動支援体制強化事業

上記事業を円滑に実施するための企画立案を行う推進員の設置、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業。

(3) 都道府県・指定都市老連事業

ア 老人クラブ等活動推進事業

都道府県・指定都市老連における老人クラブ等活動推進員の設置、老人クラブや市町村老連の活動促進のための企画立案、その他生きがいと健康づくりに資する事業。

イ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けのスポーツ・体操等の指導者育成のための研修会・各種講習会の開催や、介護予防に係る取組の先駆的事例の収集・普及及び関係機関・団体等との連携のため連絡会の開催等健康づくり・介護予防に資する各種事業。

ウ 地域支え合い事業

高齢者の相互支援活動や地域の支え合い活動を推進する指導者育成のための研修会や地域の課題を適確に把握し、取り組んでいくための調査等の地域の支え合いに資する各種事業

エ 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織化の支援及び若手高齢者の意識・実態に係る調査等の老人クラブの加入促進に資する各種事業。

(4) その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とする等、

市町村老連又は都道府県・指定都市老連が行う事業として適当に認められる事業

4 その他

収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後
5年間保管しておかなければならない。

郡山市老人クラブ補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市社会福祉団体補助金交付要綱（昭和 60 年 4 月 30 日制定）に定めるもののほか、郡山市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）及び市内の単位老人クラブ（以下「老人クラブ」という。）に対する補助金の交付の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助対象事業の内容及び補助基準については、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

補助対象者	補助対象事業の内容及び補助基準
郡山市老人クラブ連合会	クラブの育成及び活動支援、並びにクラブ相互の連絡調整 補助基準額 ア、イ、ウ及びエの合計額 ア クラブ数割 @ 3, 0 0 0 × 単位老人クラブ数 イ 運営費 会議費、賃金、事務費、通信費、旅費及び その他運営に要する経費の 1 / 2 の額 ウ 事業費 啓発指導費、クラブ活動育成費、専門部活動費、連絡活動費、 リーダー等育成費及びその他事業に要する経費の 3 / 4 の額 エ 若手委員会活動事業に要する経費 ※クラブ数とは、当該年度の 4 月 1 日現在の連合会加入クラブ数をいう。 ※若手委員会活動事業とは、連合会若手委員会設置要綱第 2 条の 2 に定める 6 方部 連合会が実施する事業をいう。
	自主事業 内容 単位老人クラブ又は連合会方部が行う次の事業をいう。 ア 世代間交流事業 事業を通して高齢者以外との世代間交流を行う事業 ・伝授遊びの講習 ・レクリエーション交流 ・趣味的な交流等 イ 地域産業の伝承活動 地域的特色の強い産業等の伝承活動 ・栽培 ・飼育 ・食品加工 ・物品製造等 ウ 地域文化の伝承活動 地域の伝統芸能及び文化の伝承活動 ・わら工芸 ・郷土玩具 ・郷土史発掘 エ その他特色のある事業 補助基準額 1 活動につき 3 0, 0 0 0 円を限度とする。

	連合会が行う健康づくり事業 内容 体力及び身体機能の維持や精神疲労の解消を主たる目的とした実践活動、及び知識の普及啓発等を行う事業 補助基準額 事業に関する経費
--	---

別表（第2関係）

郡山市単位老人クラブ	単位クラブ活動 内容 社会奉仕活動、生きがい活動、健康増進活動 補助基準額 ア 会員数25～44名 年額 47,000円を限度とする。 イ 会員数45～99名 年額 60,000円を限度とする。 ウ 会員数100名以上 年額 75,000円を限度とする。 ※会員とは、当該年度4月1日現在の在籍者をいう。 （年度の途中で設立されたクラブに係る会員は、補助金交付申請年月日現在の在籍者とし、この場合における補助基準額は、年額を12で除した額に、補助金交付申請月から当該年度末までの月数を乗じた額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てるものとする。） ※年度の途中で解散したクラブは、活動の実績により、清算後に補助金を返還する。 ※月の中途に申請及び解散した日の属する月は、活動月を含めるものとする。 ※実績報告書により、補助対象経費が補助金交付額を下回ったクラブは、その差額を返還する。
------------	---

令和7年度（2025年）年齢早見表

西暦	生年	年齢
1925	大正14年	100
1926	昭和元年	99
1927	昭和2年	98
1928	昭和3年	97
1929	昭和4年	96
1930	昭和5年	95
1931	昭和6年	94
1932	昭和7年	93
1933	昭和8年	92
1934	昭和9年	91
1935	昭和10年	90
1936	昭和11年	89
1937	昭和12年	88
1938	昭和13年	87
1939	昭和14年	86
1940	昭和15年	85
1941	昭和16年	84
1942	昭和17年	83
1943	昭和18年	82
1944	昭和19年	81
1945	昭和20年	80
1946	昭和21年	79
1947	昭和22年	78

西暦	生年	年齢
1948	昭和23年	77
1949	昭和24年	76
1950	昭和25年	75
1951	昭和26年	74
1952	昭和27年	73
1953	昭和28年	72
1954	昭和29年	71
1955	昭和30年	70
1956	昭和31年	69
1957	昭和32年	68
1958	昭和33年	67
1959	昭和34年	66
1960	昭和35年	65
1961	昭和36年	64
1962	昭和37年	63
1963	昭和38年	62
1964	昭和39年	61
1965	昭和40年	60
1966	昭和41年	59
1967	昭和42年	58
1968	昭和43年	57
1969	昭和44年	56
1970	昭和45年	55

年齢は誕生日以後の満年齢です。

誕生日までの年齢数は上記年齢より1を引いてください。